

西成地域 日雇労働者

の

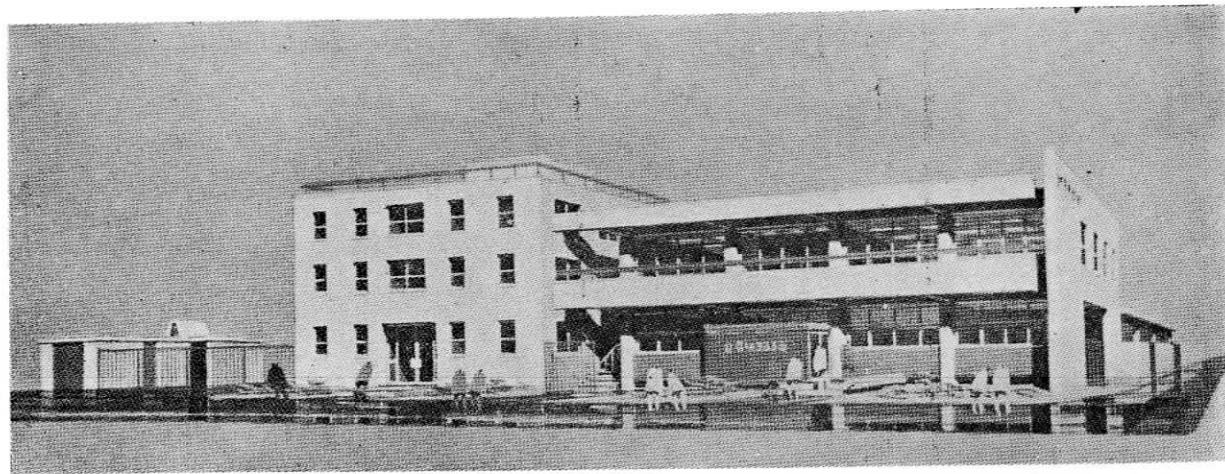
就労と福祉のために

V

41年度事業の報告

財団法人 西成労働福祉センター

160 85
10 15



西成労働福祉センター正面全景

関係地域略図



目次

頁

〈表紙裏〉写真・西成労働福祉センター正面全景・関係地域略図

ごあいさつ.....理事長 芦田 泰三...3

社会のご支援と就労の安定を期待.....大阪府知事 左藤 義詮...4

施設を充実して労働福祉を開発.....大阪府労働部長 山本 茂...4

役員.....5

理事会.....6

事業報告まえがき.....8

事業報告.....12

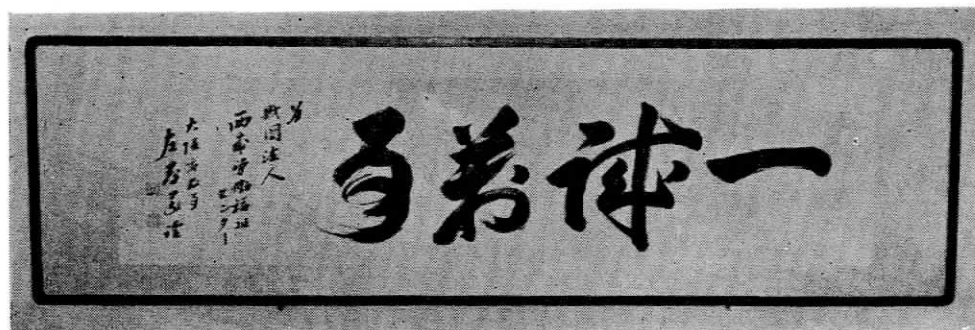
昭和42年度事業計画（予定）.....29

庶務日誌.....29

組織



早朝の就労風景 — 生活をかける労働者の表情



上のカット・西成労働福祉センターの創設に
左藤大阪府知事より贈られた扁額



昭和37年10月1日に発足しました当財団は、大阪府の代行的機関として、大阪市西成区の特定地域における日雇労働者の無料就労あっせんに合わせ、その労働福祉に業績をかさねてまいりました。42年3月をもって第5年度を終るのでありますが、この間、大阪府の全面的ご助成、労働省はじめ関係行政当局のご指導、広く社会各方面のご協力、ご援助をいただきました。深く感謝申し上げる次第でございます。

本年度の事業成績を見ますと、就労あっせんは、64万5千余名に激増し、前年度の53万3千余名より11万2千余名も多く、年度における最高を記録いたしました。これは経済界の好、不況を如実に反映し、40年度のおおきく、41年のはじめは求人数もかんばしくありませんでしたが、4月以降は天候も幸いして、就労数が伸張し、現在までつづき、好成績をあげております。就労紹介とともに、力をそそいでいる日雇労働者健康保険の新加入は940名、40年度と合計して、ようやく2,023名、失業保険では、更に下まわって533名、合計1,083名に終わっております。センターの就労現場に集合する労働者の概算を5千名と見ても、社会保険の加入希望者が予想外に少く、これを困難にするいろいろなむずかしい条件があるにしても、なんとかして打開し、少くも半数以上がこれに加入するよう、今後も努力を重ねることにいたします。次に労働災害による休業補償費の立てかえが、40年度の約3倍の387ケース、延日数にして11,723日、立てかえ金額700万余円が融通されました。労基局の給付を待ってこれが返金されるわけですが、それにしてもセンターが扱った労働災害は、労働現場のごく一少部分であることを思うと、現場の傷害がいかに多発するか、これを防止するには、労働者自ら注意するは勿論のこと、雇用主側にもその安全対策が一層のぞまれるわけであります。医療サービスは約1倍半の件数、職業・生活・事故など各種の相談件数もほぼ2倍を数え、職員の多忙ささることながら、それだけセンターが広く認識されたものとして、よろこばしい次第でございます。ただ、日雇から常用に安定させたケースはいたって少く、この地域の労働者の特殊な性格から困難な状態にあります。幸い7月1日から実施された港湾労働法によって、就労の正常化にあわせ、常用化が促進される傾向にもありますことは、同慶のいたりでございます。その他事業内容の詳細な具体的数字等につきましては、後述の事業報告でご理解いただきます。

ご承知のように、本財団の成立は、昭和36年8月1日、労働者等によってもたらされた暴動事件に対処し、大阪府が日雇労働者の就労安定とこれを阻害する不法の手配行為を排除する目的をもって、西成労働分室を設置したものを、後に本財団がその事業一切を受けついだものであります。以来、土地がいろいろなごきごきがあっても、大事にいたりましたが、41年には5月と6月との二回にわたり、集団的な騒ぎが発生しました。それは一部の悪質者にせんだうされた不良労働者の騒ぎとされ、事実、当時は就労数もよく、賃金も上昇気味であり、真面目に働こうとする、多くの労働者には関連ないことと判断されましたが、現に発生した事件と特殊地域の相関性を検討するとき、労働福祉、民生福祉の面で、更に周倒な対策の必要ことが痛感されます。すでに公表されていますように、労働省はじめ国の行政機関、大阪府、市におかれては、この地域開発の総合的施策の具体化が進められているときです。まことに時宜適切であり、これを機会に地域住民の各位をはじめ、広く産業界一般社会のご協力とご支援を切望いたします。

終りに、当財団の運営にあたり、大阪府におかれては、全面的補助をもって助成されるほか、業務の実施その他についても、直接の指導と監督をたまわっております。左藤大阪府知事、田中、高田両副知事をはじめ、同労働部職員各位に深厚な謝意を表する次第であります。また治安対策につきましては、大阪府警本部と地元西成警察署の特別な配慮にあずかっておりますことに深謝申し上げ、重ねて社会各方面のご支援をお願いして、ご挨拶いたします。

昭和42年4月1日

財団法人 西成労働福祉センター

理事長

芦田 泰三

社会のご支援と就労の安定を期待

大阪府知事 左 藤 義 詮

西成労働福祉センターの業務の成果が年とともに伸張していることは、よろこびにたえません。これはひとえに労働者の皆さんをはじめ、業界の求人各位、地域住民の方々、治安当局、一般社会のご協力とセンター職員の努力のあらわれでありまして、ここにあつく感謝の意を表する次第であります。

昭和36年9月1日、本府は、同年8月1日突発した事件に対処して、西成地域の労働者の就労の正常化と生活安定をはかり、かねて違法の手配行為を排除し、労働福祉を向上せしめる目的をもって、西成労働分室を開設したのでありますが、本事業をさらに進め、この地域の特殊事情に対応するため、幅広い労働福祉施策を立案、これを実施するための公益法人の創設をはかりましたところ、さいわい住友生命保険相互会社社長（現同会長）芦田泰三氏はじめ各界有力者のご協力により、37年10月、財団法人西成労働福祉センターが設立されました。こうした経過のもとに、本府といたしましては、センターの事業運営にあたり、これを全面的助成、今日にいたっているわけでありまして、

この地域に、昨年5月、6月の両度にわたり、一部の心ない人々によって集団的さわぎが発生しましたことは、甚だ残念至極なことであります。本府では、さらに労働福祉対策としての施設の再整備、事業の拡充をいたし、労働者の就労正常化とその生活安定を期しております。ここに集まる1万数千名の労働者の多くは、若く、たくましく、大阪府全域における産業界の大きな力となっており、ことに大阪・堺の両港や各工場地帯の開発、さらには万国博を目捷にして、豊富な活力ある労働力がますます要請される折から、一層この地域の労働関係の安定、正常化を切望してやみません。

こうした大きな目的達成のため、産業界をはじめ、地元の各位、社会各方面の強力なご支援をお願いし、あわせてセンターの事業の発展を期待して、ご挨拶申し上げます。

施設を充実して 労働福祉を開発

大阪府労働部長

山 本 茂

41年度に、西成労働福祉センターの扱った就労数が、645,445名と前年より11万余名も増大し、医療サービスや各種の相談、休業補償の立てかえ等の件数は前年の2ないし3倍となり、社会保険加入の指導、あっせんも除々に成績をあげていることは、まことに結構なことで、職員各位の努力と労苦に感謝いたします。

他方、地域を同じくする西成あいりん地区で、5月、6月の両度にわたり、暴動と見られるさわぎが突発したところは、甚だ残念至極なことであります。

当大阪府労働部は従前よりこの地域における労働行政の整備と強化に心をいたし、その大きな課題の一つとして、センター寄り場の新設の具体化を立案しているところであります。また7月1日の港湾労働法の実施にあたっては、ここから就労する労働者の職業安定所への正規な登録とバス輸送を実現化し、日雇から常用化の促進をうながし、就労の安定をはかっております。さらにセンター構内に洗面場、シャワー、洗濯場を新設したのをはじめ、センターが行っている職業補導と生活相談、休業補償の立てかえ、常用促進、生活援助、港労法実施にともなう就労正常化指導員の委嘱のための事業諸費を特に増額して、センターの登録労働者の就労安定と厚生に尽力いたしました。

この地域の労働者は移動がはげしく、さらにむずかしいことは、土地柄不法な手配行為を排除する難問題もかかえていることであります。これらは一朝一夕であらためられるものでなく、多くの資源と時日を必要としますが、当面求人秩序の抜本的改善と労働者の就労意欲向上のための多面的施策を講ずることが検討されます。只今のところ、センターの事業が順調でありますことは、雇用者側、地域住民の方々のご協力があり、特に警備や治安対策については所轄西成警察署のご尽力に負うところが多く、深謝申し上げます。今後とも関係各位の御支援を切望して、ご挨拶いたします。

役 員

昭和42年3月31日

名 誉 役 員

会 長

大阪府知事 左 藤 義 詮

副 会 長

大阪府副知事 田 中 櫛 一

大阪府副知事 高 田 敏 一

大阪市助役 中 尾 正 平

顧 問

大阪市長 中 馬 馨

大阪府議会議長 酒 井 朋 三

大阪市議会議長 大 西 保 三 郎

大阪府公安委員長 峯 村 英 薫

大阪商工会議所会頭 市 川 忍

四天王寺貫主 出 口 常 順

天理教真柱 中 山 正 善

理 事 及 び 監 事

理 事 長

住友生命保険相互会社社長

芦 田 泰 三

専 務 理 事

松 尾 純 雄

理 事

株式会社 大 林 組 社長

大 林 芳 郎

大阪読売新聞社常務取締役

栗 山 利 男

鴻池運輸株式会社 社 長

鴻 池 藤 一

上 宮 学 園 長 小 林 大 巖

株式会社駒井鉄工所 社長

駒 井 英 二

毎日新聞社 副社長

工 藤 信 一 良

産経新聞社 副社長

沢 村 義 夫

株式会社 辰己商会 社長

四 宮 忠 蔵

株式会社 銭 高 組 社長

銭 高 輝 之

大阪府立社会事業短期大学長

伊 藤 博

社会福祉法人四恩学園理事長

林 文 雄

作 家 藤 沢 桓 夫

朝日新聞大阪本社代表取締役

進 藤 次 郎

天理教大阪教区長

松 永 義 道

監 事

大阪府労働部長 山 本 茂

大阪商工会議所 専務理事

里 井 達 三 良

大阪府民生部長 畑 中 豊 作

大阪市民生局長 関 重 夫



理 事 会

昭和41年度理事会は次の通り行なわれた。

1. 日時 昭和41年4月26日（火）
自午後2時10分～至4時20分
 2. 場所 大阪市北区中之島2丁目16番地
住友生命保険相互会社11階会議室
 3. 出席の役員
理事出席者・芦田泰三、伊藤博、林文雄、松尾純雄
代理出席者・栗山利男、鴻池藤一
委任状提出理事・進藤次郎、村山りう、小林大蔵、四宮忠蔵、沢村義夫、松永義道、大林芳郎、銭高輝之
欠席理事・坂田勝郎、藤沢恒夫
出席監事・山本茂、関重夫
委任状提出監事・井上敏夫、里井達三良
 4. 松尾専務理事より役員の出席に関し、理事17中出席の理事（代理を含む）6名、委任状8通監事4名の内出席の監事2名、委任状2通、したがって本理事会は寄付行為第17条2項により理事の過半数が出席、会議は成立することを明にした。
 5. 芦田理事長の挨拶について寄付行為第17条により芦田理事長議長となり、議事に入る。
 6. 議長より議事に先立ち、議案説明者に松尾専務理事、小川総務部長を指定した。
松尾専務理事より昭和40年度理事会議案（P9～11）の業務報告あり、異議なく承認す。議長
- 第1号議案** 昭和40年度歳入歳出決算を上提、小川総務部長に説明を求む、同部長は昭和40年度歳入歳出決算（P14～17）について詳細に説明した後、本決算の大阪府監査は一度これを行なったが、未了に終わっていることを告げ山本監事

は日時切迫のためこれを完了することは出来なかったが、近日中に完結することを発言、議長は監査の完結と各監事の監査報告を近い期日に完了して理事の承認を求めることをはかり、全員がこれを承認した。ついで議長は、

第2号議案並びに第3号議案はともに関連があるので、一括提案することにし、小川総務部長に説明がた指示あり、同部長より第2号議案昭和41年度歳入歳出予算並びに第3号議案労務者福祉資金特別会計、昭和40年度歳入歳出決算書及び昭和41年度歳入歳出予算書（P18～25）について詳細な説明があった。
昭和41年度事業計画については松尾専務理事（P12～13）の詳細な説明があり、全員異議なく了承した。

第4号議案、第5号議案も関連があるので、これを一括提案、松尾専務理事に説明が求められた。松尾専務理事は、

第4号議案 「職員就業規則改正に関する件」は40年度理事会に提案された職員の定年制に関するもので府当局と協議の上まとめた改正案（別紙資料）を提示説明し、これについて山本監事は大阪府の外郭団体の定年制については、大阪府で検討中であり、近くまとめられる予定であるから、これをまわって本財団でもきめられては如何、と提言、議長の裁決で、大阪府の決定をまわって定めることに全員賛成した。

第5号議案 「職員退職手当支給規程に関する件」は、40年度の理事会で了解を得た通り、同退職手当支給率の上昇にともなう、大阪府補助の増額が本年は得られなかったが、これは継続事項として好時期を見はからい、増額を要請したいことを述べ、全員の了解を得た。なお議長より第4、第5議案に関連し、職員の中に当面該

早川労働大臣の視察

あいりん地区視察のため来阪された、早川崇労働大臣は、労働省職業安定局失業対策部、塩田企画課長等と昭和42年1月5日午後1時30分、西成労働福祉センターに來所、山本茂大阪府労働部長や松尾センター専務理事から、この地域の日雇労働者の状況、センター業務について、詳細な説明を聴取、自らメモをとり、同席した兵中英二大阪府警本部長、芦田泰三本財団理事長等とあいりん地区の改善について懇談し、「困難な仕事に従事している職員の労苦にお礼申し上げます。今後どうかしっかりとやって下さい。当地区の開発については、労働省としても努力いたします。大阪府、市におかれても、協力して仕事を具体的に進められるよう期待します。」と挨拶し、センター施設を見て退所された。つづいて同大臣は済生会今宮診療所、大阪市立愛隣館等を視察後、大阪府庁で開催されたあいりん地区改善の打合せ協議会にのぞんだ。



労働事情聴取の早川労働大臣

当するものの存否が質問され、松尾専務理事は今年はこの該当者がいないことを答えた。

第6号議案 寄付行為第14条により、昭和41年3月31日をもって役員の任期が満了したので（但し銭高理事は昭和41年11月12日まで任期中）同第13条により、芦田理事長が各役員にはかり各役員はそのまま互選により、再任されたいことを懇請、全員一致して賛成その承諾を得た。但し、毎日新聞大阪本社代表取締役坂田勝郎氏が他に転出されたので、その後任理事に同社副社長工藤信一良氏を推挙したいことを松尾専務理事がはかり全員の承諾を得た。
ついで寄付行為第13条3項により理事の互選により、理事長に芦田泰三氏を再選、同理事長の指名により専務理事に松尾純雄氏を再選、監事に山本茂氏、里井達三良氏、井上敏夫氏、関重

夫氏をそれぞれ選任することを各理事にはかりその承認を得た。

よって理事長、専務理事、理事、監事は次の通りである。

議長より本日の議事日程全部を終了、他に意見の有無を確かめたがこれがなく午後4時20分終了した。

本日の議事録署名者に出席理事を指名した。全員異議なく承諾した。

昭和41年4月26日

理事会議長	芦	田	泰	三
理 事	林		文	雄
同	伊	藤	博	
同	松	尾	純	雄

最高の就労数・環境と暴動との関連

41年度、当センター事業の主なトピックは、(1)日雇労働者の就労数がセンター開設以来最大であった。(2)日雇労働者健康保険と同失業保険の加入の勧奨が順調にすすめられた。(3)労災補償費の立て代えが予想以上に多かった。(4)港湾労働法の実施による影響など、その他無料医療、各種相談等も好結果をあげたことであります。

地域の社会問題として特記しなければならないのは、41年5月、6月の2回にわたり暴動事件が発生し、衆目をおどろかしたことであります。

センターの事業を、西成地域の環境と労働と関連して包括的に理解していただくために、あらましの実状を次に報告いたします。なお、ここでいう西成地域とは、大阪市西成区の東北隅にある一部(同区の約10分の1)でその広さ約0.62平方キロ、従来「釜ヶ崎」と呼ばれ、最近愛隣地区と改称されるようになったところであります。

I 41年度センター事業概要

1. 就労数——最大645,445名

41年度(41年4月—42年3月)の上記数字は、センター開設以来最高を示している。今まで最大だった39年度(好況)の638,897名より6千5百余名多く、不況だった前年(40年)度の533,232名より11万2千余名も多い。これを月別に前年度と比較しても、前年より減少したのは42年1月(註・衆議院議員の総選挙)と同3月(註・42年度の国家予算おくれる)だけで、ほかの10ヶ月は全部大巾に増加している。その重なる月を若干ひろって見ると、4月66,184(前年同月45,305)7月62,020(48,031)8月70,375(48,952)12月47,126(31,232)と数えあげることが出来る。求人最盛季節の7、8月は特によく、8月26日はこの1日だけで、実に4,078名の最高に達した。

経済界の好、不況は、ここの日雇労働者の就労にも端的にひびくことがはっきりする。41年の経済界は全般的に鉄鋼関係をのぞいては、それほど上向いているとはいわれなかったが、それでも40年の不況から次第に上昇気味というのが一般的であった。センターを利用する求人は、鉄鋼関係は従来から少ない。これは鉄鋼労働の「質」とこれによる雇用システムによるものであろう。大きな影響を受けるのは、土木関係である。センターの産業別求人(就労)数の表出は、港湾(船内と沿岸)運送、

陸上運送、建設(土木、建築)製造の4業種にわけられている。前年と比較して、ズバぬけて多かったのは、建設の300,114名で、前年の209,738名より多いこと、実に9万名であり、土建業界が諸種の大建築をはじめ高速道路や地下鉄の建設など、なお静かなブームをつづけていると見る。

あふれ(失業)数はどうか。これも年度最大の197,820名を概算した。センターの就労あせせんは、いろいろな理由から就労時の個別的登録を実施してないので、正確な数字をあげることが出来ず、推定概算である。しかしここにあげた数のなかには、正しい意味での失業者ばかりでないものが、相当数にのぼるということである。今朝まで夜業して、賃金も持っており、疲れてもいるから、見合せているもの、条件(賃金と仕事内容)が折り合わず見送っているものなど、就労の意思がないもの、それにこの寄り場だけの特殊現象であるが、泥酔者やなまけもの、精薄類似者、やくざがかったもの、軽犯罪常習者など、のっけから稼働意思が全然なもの、あるいは能力のないものも入り交っている。センターはこうした全部をひっくるめて、あふれといわず、残留数と規定している。後に表示する残留数はあふれ数に相当する。

労働者の数が一定しておれば、就労数と残留数は逆比例しなければならぬ。が、ここではこれに反し、就労が多いとあふれも多く、就労が少ないと、あふれも少ない。ということは、ここの労働者は景気(求人)の好否を敏感にキャッチして、好い時は多数集まり、悪ければ他府県に移動したり、飯場にもぐり込むという、非常に流動性のはげしいことを証しているものと見なければならぬ。センターあせせん場における就労と残留の対比は、39年の0.80対0.20、40年の0.78対0.22、41年の0.77対0.23と、少しづつであるが就労数の下向気味を示している。この原因は今のところはっきりとつきとめることが出来ない。総じてここの日雇労働者に対する需要(求人)が減少したと見るべきか、労働者が仕事を選別するために少くなったのか、どうか。それにしても上記の比率は、日雇労働者の就労率としては、高いように思われるだろうが、これはセンターだけの取り扱い数字である。あいりん地区に住む労働者でセンターを利用するのは、約3分の1にすぎず、他の3分の2は別の方法で稼働している(後に詳述)。これら全体を計数すれば、あふれはおそらく30%以上になるだろう。

好況と物価高がかみあって、賃金も上昇した。前年の

ワン・デー(朝8時—夕5時)平均1,300円だったのが、41年は1,400—1,500円、オール・ナイトの2,700円どまりだったのが、3,300円までになった。だから、「ビールをのむのが多くなった。」「売血がぐっと減った。」というのが今日このごろである。賃金についてはなお事業報告で詳述する。

2. 予期したほどにはのびない健保と失業

たくわえのない労働者が一番なんぎするのは病気とあふれた時である。これを保障する手段として、センターは日雇健康保険と同失業保険の加入を勧奨しているが、その加入数は余りのびない。

40年まで健保の1,082名が、41年はこれを合せて2,023名だから、1年間にようやく940名の増、失保は40年182名だったのが、41年は1,082名の900名増となっている。失保は保険金が低いのと、センターで就労するかぎり利用度が少ないので、僅少なのは理解出来るが、健保に関しては、労働者ももっと熱意があってもいい筈なのに、関心がうすい。おそらくセンターに集る労働者は、現在独り者で健康であること、性来楽天的で事務的はん雑をきらうことなど、個人的原因もさることながら、その就労先の事業所がそうした性格をいいことにして、これを放置しておいたり、また適用を受けない事業所であったりすることが、この制度の完全実施をさまたげていると見る。

3. 激増する休業補償の立てかえ

休業補償に関する相談と立てかえの事務が急激にふえたのが41年度であった。日雇労働者が労働災害にあらうと治療はただちに受けられるが、働けなくて休業した場合、生活を保障すべき休業補償の給付は、労働基準局の一定の手続きを経て交付されるのが、早くも20日、おそくとも40日もかかる。これが大問題である。この地域の労働者は貯えどころか、その日にもこと欠く。そこで法的事務の欠陥をおぎなって、一時立てかえとなるのであるが、社会通念から考えると、災害を発生した企業体がこれを行なうべきであり、多くはそうしているようであるが、これには法的義務がない。そこでこれを拒否する業者もあり、放置すれば人道的問題にもなるので、センターはその仲介の労をとり、企業体の立てかえの代行をやり、どうしても、話しがつかない場合は、基準局と連絡してセンターの事業資金から立てかえている。

くわしい具体的数字は後述されているが、41年度は非常に多くなり、件数にして378、立てかえ金額700余万円これの延日数は実に11,723日というぼう大なものとなった。(40年度は153件、90余万円)。ここに現れた労働災害はほんの一部分にすぎないことを思うとき、毎日生

じている労働者の職業的障害がいかに多いかが痛感される。

4. その他の事業

医療関係の取り扱い、28,338件(40年度は20,030件)、相談部門では、職業、事故、身上家庭、生活、救護その他を集計して、22,154件(同上10,686件)と大巾に増加しており、毎年未越年のために行なう貯金の参加労働者は282名、貯金額は1,456,000円(40年度は165名、886,600円)と好成績をおさめた。

その他常用化の促進、求職登録者の受けつけなど、従来通り実施した。これらの詳細は別項で詳述する。

5. 港労法にそった就労体制へ

港湾労働法は41年7月1日から全面実施された。同法の主旨は、港湾(今のところ六大港)で働く全ての労働者——常用でも、日雇でも、職業安定所に登録し、これを経て就労することを原則とし、港湾労働力を確保すると同時に、同労働者の生活権を保障し、求人にあたっての私的手配行為を排除することである。

従来センターの寄り場から就労する港湾労働者は、全部個人的私的契約で、職安を通せず、現場に直通したものであるが、これら日雇労働者も7月1日から職安に出頭し、これを経由して雇用されなければならなくなった。センターから港湾荷役にやとわれる労働者は、少ない時で数百名、多い時は千数百名にのぼる。この人達は毎早朝各荷役会社が迎えに来る輸送バスに乗って、就労現場に行くのであるが、7月1日にはこの輸送機関は、法により出向出来なくなった。電車賃やバス代までつかって、早く港の職安に出かける労働者はいたって少ない。就労はぐんと減った。減ったというよりは、正式に届け出されたものは皆無に近かったようである。

港における労働力不足は、現実にはかえず、7月5日から法秩序にそわない募集が行なわれ、従来の慣行通りの求人体制にかえらざるを得なくなった。

こうした状態を開解する方策として、行政当局(大阪府労働部)は、あいりん地区における港湾労働者をバス輸送することとし、この問題に直接関係ある大阪港湾荷役近代化協会と協議、指示して、43年1月27日にもまず登録労働者だけを、翌28日からは前者にあわせ、センター仲介で雇用する未登録労働者の輸送も実施、港職安で紹介する形式をとって、遵法体制をととのえた。以来、順調に経過し、労働者は次第に法を精神を理解し、港労者手帳を保持することで、いろいろな利益がもたらされることもなっとくして、進んで登録するものが多くなった。よろこばしいことである。